一　傷病補償年金（法第四十六条に規定する災害又は第四十七条の二第一項に規定する災害に係るものを除く。） 一　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金（平成二十四年一元化法附則第六十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和六十年法律第三十四号）第四十七条第二項に規定する障害厚生年金（以下この表において「障害厚生年金」という。）をいう。）を受けることができる者であつて、当該障害厚生年金の障害の程度が国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の政令で定める程度であるもの（以下この表において「障害厚生年金（一級）」という。）を受けることができるもの	○・七三	
二　障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等が支給される場合を除く。） 二　障害厚生年金（障害厚生年金（一級）を受けることができる者であつて、障害厚生年金（一級）を受けることができるもの以外のもの（以下この表において「障害厚生年金（二級）」という。）を受けることができるものをいう。）を受けることができるもの	○・八六	
三　障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。） 三　障害基礎年金（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による障害基礎年金（以下この表において「障害基礎年金」という。）をいう。）を受けることができるもの	○・八八	
四　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この表において「国民年金等改正法」という。）附則第九十七条第一項第三号に掲げる者（以下この表及び次条第一項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。） 四　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この表において「国民年金等改正法」という。）附則第九十七条第一項第三号に掲げる者（以下この表及び次条第一項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）が受けることができる障害年金のうち障害厚生年金（一級）又は障害厚生年金（二級）に該当しないもの	○・八九	

一　傷病補償年金（法第四十六条に規定する災害又は第四十七条の二第一項に規定する災害に係るものに限る。） 一　障害厚生年金等及び障害基礎年金 一　障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等が支給される場合を除く。） 一　障害厚生年金（障害厚生年金（一級）を受けることができる者であつて、障害厚生年金（一級）を受けることができるもの以外のもの（以下この表において「障害厚生年金（二級）」という。）を受けることができるものをいう。）を受けることができるもの	○・九三（第一級又は第二級の傷病等級に該当する傷病補償年金にあつては、○・九二）	
二　障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。） 二　障害基礎年金（国民年金法による障害基礎年金（以下この表において「障害基礎年金」という。）をいう。）を受けることができるもの	○・九一（第一級又は第二級の傷病等級に該当する傷病補償年金にあつては、○・九〇）	
三　障害厚生年金等又は障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は障害基礎年金が支給される場合を除く。） 三　障害厚生年金（障害厚生年金（一級）又は障害厚生年金（二級）を受けることができるものをいう。）又は障害基礎年金を受けることができるもの	○・九二（第一級又は第二級の傷病等級に該当する傷病補償年金にあつては、○・九一）	
四　旧国民年金法による障害年金 四　旧国民年金法による障害年金	○・八〇	

三　障害補償年金（法第四十六条に規定する災害又は第四十七条の二第一項に規定する災害に係るものを除く。） 一　障害厚生年金等及び障害基礎年金 一　障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等が支給される場合を除く。） 一　障害厚生年金（障害厚生年金（一級）を受けることができる者であつて、障害厚生年金（一級）を受けることができるもの以外のもの（以下この表において「障害厚生年金（二級）」という。）を受けることができるものをいう。）を受けることができるもの	○・八二（第一級又は第二級の傷害等級に該当する障害補償年金にあつては、○・八一）	
二　障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。） 二　障害基礎年金（国民年金法による障害基礎年金（以下この表において「障害基礎年金」という。）をいう。）を受けることができるもの	○・八八	
三　障害厚生年金等又は障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は障害基礎年金が支給される場合を除く。） 三　障害厚生年金（障害厚生年金（一級）又は障害厚生年金（二級）を受けることができるものをいう。）又は障害基礎年金を受けることができるもの	○・八五	
四　旧国民年金法による障害年金 四　旧国民年金法による障害年金	○・八九	
四　障害補償年金（法第四十六条に規定する災害又は第四十七条の二第一項に規定する災害に係るものに限る。） 一　障害厚生年金等及び障害基礎年金 一　障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等が支給される場合を除く。） 一　障害厚生年金（障害厚生年金（一級）を受けることができる者であつて、障害厚生年金（一級）を受けることができるもの以外のもの（以下この表において「障害厚生年金（二級）」という。）を受けることができるものをいう。）を受けることができるもの	○・八九（第一級又は第二級の障害等級に該当する障害補償年金にあつては、○・八八）	
二　障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。） 二　障害基礎年金（国民年金法による障害基礎年金（以下この表において「障害基礎年金」という。）をいう。）を受けることができるもの	○・八四	
三　障害厚生年金等又は障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は障害基礎年金が支給される場合を除く。） 三　障害厚生年金（障害厚生年金（一級）又は障害厚生年金（二級）を受けることができるものをいう。）又は障害基礎年金を受けることができるもの	○・八八	
四　旧国民年金法による障害年金 四　旧国民年金法による障害年金	○・八〇	
五　遺族補償年金（法第四十六条に規定する災害又は第四十七条の二第一項に規定する災害に係るものを除く。） 一　厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この表において「旧厚生年金保険法」という。）による遺族厚生年金（若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この表において「旧国民年金法」という。）による遺族基礎年金又は平成二十四年一元化法附則第二十八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下この表において「旧国家公務員共済組合法」という。）による遺族共済年金（以下この表において「遺族厚生年金等」という。）を受けることができる遺族であつて、遺族厚生年金等の受給権者の死亡の当時胎児であつた子が出生したもの	○・八〇	
二　遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等が支給される場合を除く。） 二　遺族厚生年金（遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等が支給される場合を除く。）のうち